



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年4月22日（金） 第9995号

目次

	ページ
告 示	
○指定納付受託者の指定（税務課）	2
○悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び同法第四条に規定する規制基準の設定の告示の一部改正（環境保全課）	2
○保安林予定森林（森林保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○道路の供用開始（同）	4
○道路の区域変更（同）	4
○道路の供用開始（同）	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水環境課）	5
○同	5
○同	5
公 告	
○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（総務事務管理課）	6
○開発工事の完了（建築課）	7
人事委員会公告	
○令和4年度群馬県職員採用I類試験（大学卒業程度）等の実施	8
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（建設企画課）	10
○同	12
落 札	
○落札者等の決定（発電課）	14
○同（県警本部会計課）	15
正 誤	
○令和4年3月31日群馬県訓令甲第2号（総務課）	16

■ 告 示

◎群馬県告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
群馬県前橋市元総社町194 株式会社群銀カード	令和4年4月1日	個人の事業税、不動産取得税、自動車税種別割及び地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第145条に規定する自動車税

◎群馬県告示第110号

悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び同法第四条に規定する規制基準の設定の告示（平成16年群馬県告示第159号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

別表吉岡町の項を次のように改める。

吉岡町	臭気指数	指数15区域	第二種中高層住居専用地域、近隣商業地域及び準工業地域
		指数21区域	指数15区域以外の町域全域

別表明和町の項を次のように改める。

明和町	臭気指数	指数15区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
		指数21区域	準工業地域、工業地域、工業専用地域及び指数15区域以外の町域全域

◎群馬県告示第111号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予

定である旨の通知があった。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 保安林予定森林の所在場所 桐生市梅田町四丁目字赤粉1465、1469、字横萱1470の1、1470の2、1471の1、1471の2、1472の1、1472の3

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所 桐生市梅田町四丁目6889の1、6890、6891

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課並びに桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	高崎安中渋川線	高崎市箕郷町下芝字間之田256番の2地先から同市同字同258番の7地先まで	前	9.9	6.0
			後	9.9～13.5	6.0

◎群馬県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎安中渋川線	高崎市箕郷町下芝字間之田256番の2地先から同市同字同258番の7地先まで	令和4年4月22日

◎群馬県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	林岩下線	吾妻郡東吾妻町大字岩下字田ノ原497番の1地先から同郡同町大字同字同552番の1地先まで	前	14.6～29.6	221.8
			後	19.7～29.6	221.8

◎群馬県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	林岩下線	吾妻郡東吾妻町大字岩下字田ノ原497番の1地先から	令和4年4月22日

	同郡同町大字同字同552番の1地先まで	
--	---------------------	--

◎群馬県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、伊勢崎都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 伊勢崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画下水道事業 伊勢崎公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和46年1月5日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 伊勢崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道事業 伊勢崎公共下水道（東毛流域関連公共下水道）
- 3 事業施行期間 平成14年6月18日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、館林都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 邑楽町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 館林都市計画下水道事業 邑楽公共下水道
- 3 事業施行期間 平成6年2月4日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

■ 公 告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年4月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名 群馬県会計年度任用職員事務システム運用等業務
 - (2) 調達内容 企画提案要領による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- 2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 破産宣告を受けて復権していない者でないこと。
 - (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者。
 - (6) 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - (7) 提案するASP（Application Service Provider）について、過去5年間に地方公共団体における実績（導入又は運用等）があること。
- 3 手続等
 - (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部総務事務管理課集中化推進係 電話027-897-2932 電子メールsoujimuka@pref.gunma.lg.jp
 - (2) 企画提案要領等の交付 令和4年4月22日（金）から同年6月1日（水）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
 - (3) 参加申込書等の提出
 - ア 提出期限 令和4年5月17日（火）午後5時必着。
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 電子メール（又は県庁インターネットファイル共有サービス）により提出すること。
 - (4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和4年6月1日（水）午後5時必着。
- イ 提出場所 上記(1)に同じ。
- ウ 提出方法 電子メール（又は県庁インターネットファイル共有サービス）により提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、企画提案要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: Construction and maintenance of the Gunma Prefectural Government's Fiscal Year Appointed Staff General Affairs System.
- (2) Period of contract: From the day of commencement through 31 March 2027.
- (3) Deadline to submit application documentation by email: 17 May 2022, 5:00 p.m.
- (4) Deadline to submit proposal documentation by email: 1 June 2022, 5:00 p.m.
- (5) Contact information: Personnel Support Division, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL: 027-897-2932 (Japanese language only), Email address: soujimuka@pref.gunma.lg.jp

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1263-3	邑楽郡大泉町大字古氷717番地10 ペアグラ ランドB棟102号 蓼沼亮太
2	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1623-37	邑楽郡邑楽町大字篠塚1623番地199 松崎美和
3	邑楽郡邑楽町大字石打字家間1070-20、1070-21	邑楽郡大泉町大字古氷703番地の5 レ・セ ーナA棟102号 高田敬夢
4	邑楽郡邑楽町大字中野字富士ノ腰2319-3	太田市鶴生田町733番地86 小澤二三枝
5	邑楽郡明和町中谷371-1	館林市北成島町2544番地 河本工業株式会社 代表取締役 河本榮一
6	佐波郡玉村町大字樋越400-5、400-7、400-10、400-11、400-12、400-13、400-14	伊勢崎市赤堀今井町一丁目624-1 群馬通商株式会社 代表取締役 新山浩通

7	佐波郡玉村町大字上之手1446-2	佐波郡玉村町大字下茂木976番地24 平田真愛
---	-------------------	----------------------------

■ 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和4年度群馬県職員採用Ⅰ類試験（大学卒業程度）及びⅡ類試験（短期大学卒業程度）を次のとおり行います。

令和4年4月22日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

1 試験区分及び採用予定人員

- (1) Ⅰ類試験 行政事務A（75名程度）、森林（6名程度）、農業（10名程度）、化学（3名程度）、電気（3名程度）、機械（1名程度）、建築（5名程度）及び総合土木（15名程度）
- (2) Ⅱ類試験 警察事務（7名程度）及び学校事務（8名程度）

2 職務内容

- (1) Ⅰ類試験 行政事務Aは、知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。行政事務A以外の試験区分の職種は、知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識をいかした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。
- (2) Ⅱ類試験 警察事務は、警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。学校事務は、県立学校又は市町村立の小・中・特別支援学校等に勤務し、学校事務（学校図書館事務を含む。）に従事します。

3 受験資格

(1) 年齢等

ア Ⅰ類試験は、次のいずれかの条件を満たす人

(ア) 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

(イ) 平成13年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの人

b 群馬県人事委員会がaに掲げる人と同等の資格があると認める人

イ Ⅱ類試験は、平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 試験日及び場所

- (1) 第1次試験 令和4年6月19日（日）
群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）
群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）
群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）
群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）

(2) 第2次試験

ア I類試験 令和4年7月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第1次試験の合格通知書で通知します。）

イ II類試験 令和4年7月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第1次試験の合格通知書で通知します。）

- (3) 第3次試験 I類試験のみ実施。令和4年8月中旬に群馬県庁で実施の予定（第2次試験の合格通知書で通知します。）

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

イ 専門試験（択一式。II類試験では、実施しません。）

(2) 第2次試験

ア I類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）

イ II類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験

- (3) 第3次試験（I類試験のみ行います。）

人物試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 申込手続

原則、インターネットにより申し込んでください。

職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込み（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

インターネットによる申込みが困難な場合には、令和4年5月12日（木）までに群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

(2) 受付期間

ア 令和4年5月2日（月）から同月20日（金）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

ウ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(3) 受験票の送付

ぐんま電子申請受付システムにより令和4年6月3日（金）頃受験票を発行します。令和4年6月10日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）

4)に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。
- (3) 採用は、令和5年4月1日（土）の予定です。

8 給与（行政職給料表の適用者の場合）

- (1) I類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては、187,200円です。
なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。
- (2) II類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては183,900円、短期大学卒業者にあつては167,400円です。
なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他

- (1) 令和4年度群馬県職員採用I類試験（行政事務B）の受験者は、令和4年度群馬県職員採用I類試験（行政事務Bを除く全試験区分）を受験できません。
- (2) 申込後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第1次試験を実施する他の試験区分・選考考査との重複申込みはできません。
- (3) 令和4年6月3日（金）頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を職員・警察官採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。
- (4) 試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 令和4年度土木総合システム用機器（212台）賃貸借 ノート型パソコン212台、外部ディスプレイ212台及び外付け光学式ドライブ43台
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和4年10月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 借入場所 群馬県県土整備部建設企画課ほか15所属（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年5月13日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、入札日の前日の午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県県土整備部建設企画課へその旨を連絡すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品のうち、ノート型パソコンについて、これと類似する物品(ノート型パソコン、デスクトップ型パソコン等)を過去3年程度の期間において、同一団体に対して、100台以上販売し又は貸し付けた実績を有することを証明した者であること。
- (7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部建設企画課電子システム係 担当 青木秀平 電話027-897-2846(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)により交付する。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和4年4月22日(金)から同年5月9日(月)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を令和4年5月13日(金)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等を作成し、これを令和4年5月13日(金)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。提出された一般競争入札参加資格確認表及び製作仕様書等は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した製作仕様書等の内容の変更に応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象

としない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年6月3日(金)午前10時 群馬県庁21階211会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月2日(木)午後4時まで上記(1)の場所に群馬県県土整備部建設企画課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和4年度土木総合システム用機器(212台)賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Required Items: Laptop-Type Personal Computer 212 units, external display 212 units, external optical drive 43 units
- (2) Lease Period: From October 1, 2022 to September 30, 2027
- (3) Place of Use: Gunma Prefectural Department of Prefectural Land Development, Construction Planning Division and 15 other sections
- (4) Date and Time for Submission of Bids: 10:00 a.m. June 3, 2022 (bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. on June 2, 2022)
- (5) Contact: Construction Planning Division, Department of Prefectural Land Development, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-897-2846 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和4年4月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 令和4年度土木総合システム用サーバ機器 サーバ機器一式
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。

- (3) 借入期間 令和4年10月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 借入場所 群馬県前橋市泉沢町(詳細は、入札説明書による。)
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年5月13日(金)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、入札日の前日の午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県県土整備部建設企画課へその旨を連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部建設企画課電子システム係 担当 鳥塚靖典 電話027-226-3533(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)により交付する。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和4年4月22日(金)から同年5月9日(月)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を令和4年5月13日(金)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等を作成し、これを令和4年5月11日(水)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。提出された一般競争入札参加資格確認表及び製作仕様書等は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日まで

に契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した製作仕様書等の内容の変更に応じるものとする。

説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年6月3日(金)午前10時30分 群馬県庁21階211会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月2日(木)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県県土整備部建設企画課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和4年度土木総合システム用サーバ機器賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうちくじを引かないものがあるとき又は郵送により入札を行ったものでくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Required Items: Server equipment: 1 set
- (2) Lease Period: From October 1, 2022 to September 30, 2027
- (3) Place of Use: Izumisawamachi, Maebashi City, Gunma Prefecture
- (4) Date and Time for Submission of Bids: 10:30 a.m. June 3, 2022 (bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. on June 2, 2022)
- (5) Contact: Construction Planning Division, Department of Prefectural Land Development, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3533 (Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年4月22日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 落札に係る特定役務の名称 四万発電所水車発電機更新工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県企業局発電課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月28日

- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社フソウ東京支社 東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
 - 5 落札金額 1,617,000,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 7 入札公告をした日 令和3年12月14日
-

次のとおり落札者を決定した。

令和4年4月22日

群馬県警察本部長 千代延 晃 平

- 1 落札に係る物品等の名称 交通安全施設保守点検等業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年3月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 日信電子サービス株式会社群馬営業所 群馬県高崎市井野町1122-1
- 5 落札金額 118,800,000円
- 6 落札の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年2月8日

■ 正 誤

○訓令正誤

令和四年三月三十一日(号外第八号)公布群馬県訓令甲第二号群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令中、別表第三第三号の表農政部の部畜産課の項中第十五号を第十八号とし、第十四号の次に三号を加える改正規定中「群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和四年群馬県規則第 号)」は、令和四年三月三十一日群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の公布により「群馬県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和四年群馬県規則第三十三号)」となった。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
